

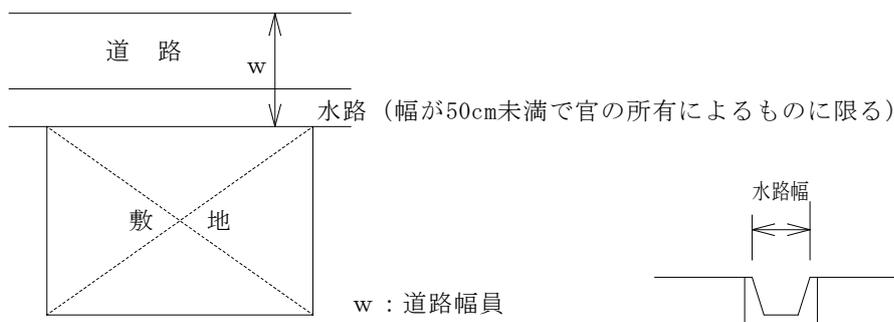
接道1

(関係条文)  
法43条1項

1. 敷地と道路との間に水路（公共下水道を含む）がある場合で、次の①又は②に該当する計画については、法43条2項2号許可は不要とする。なお、敷地と道路の間に河川法による河川（一級河川又は二級河川）がある場合は、当取扱いの対象外とする。（法43条2項2号許可が必要）

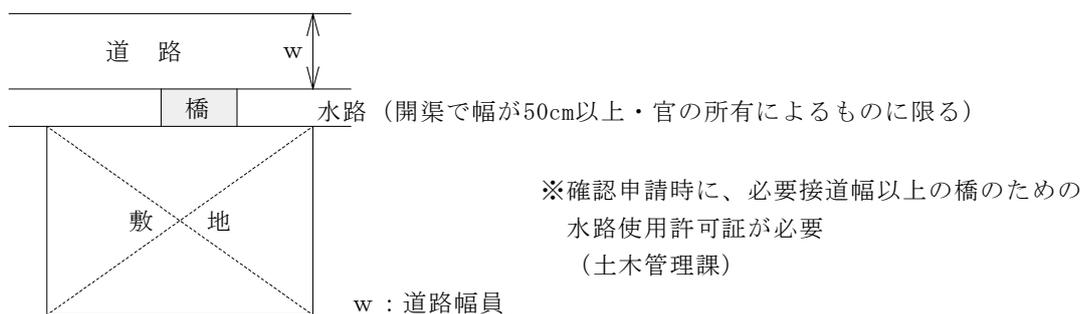
①水路の幅が50cm未満の場合

水路を道路の一部（道路側溝）として取り扱った場合において、法43条第1項の規定に適合すること。



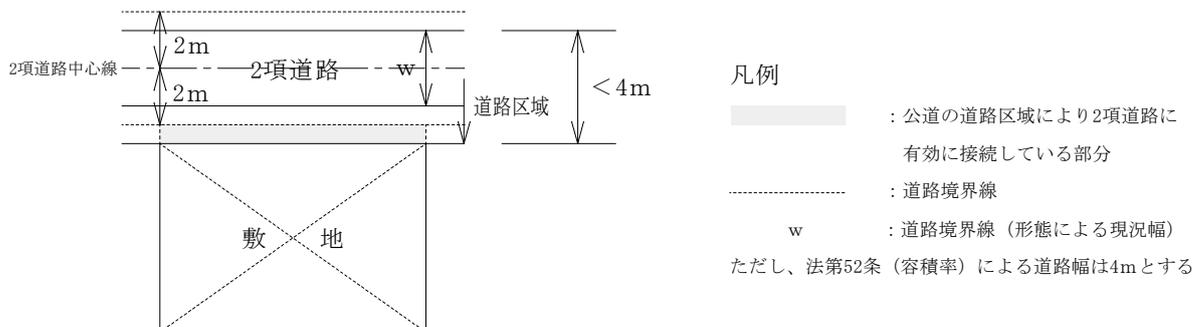
②水路の幅が50cm以上の場合

水路橋によって、敷地と道路が有効に接続されていること。なお、当該水路橋部分は、敷地面積に算入しない。



※水路が暗渠の場合、暗渠部分の表面が官の通路として管理され、道路と一体の構造であれば道路として取り扱い道路幅員に含まれる。

2. 法42条2項道路で公道の場合において、中心後退2mの道路境界線と敷地境界線との間に公道の道路区域がある場合、公道の道路区域をもって2項道路に有効に接続しているとみなし、法43条2項2号の許可は不要とする。



備考

西宮市建築基準法取扱い基準  
2010. 04. 01  
2019. 02. 19  
2024. 04. 01